

○厚生労働省告示第百六十七号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第七条中第三十九号を第四十六号とし、第三十六号から第三十八号までを七号ずつ繰り下げ、第三十四号及び第三十五号を削り、第三十三号を第四十二号とし、第三十二号を第三十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十九 在宅療養支援歯科診療所

四十 在宅療養支援病院

四十一 在宅療養後方支援病院

第七条中第二十八号から第三十一号までを六号ずつ繰り下げ、同条第二十七号中「臨床修練指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同条第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 臨床教授等病院

第七条第二十六号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 特定行為研修指定研修機関

第七条中第二十五号を第二十九号とし、第二十一号から第二十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 臨床研究中核病院

第七条中第十九号を第二十二号とし、第十四号から第十八号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の三号を加える。

十四 指定療育機関

十五 指定小児慢性特定疾病医療機関

十六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく指定医療機関

第七条に次の一号を加える。

四十七 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター